

D. 女性に対する暴力

柏崎 彩花

綱領の現状認識や求められる対処策

北京行動綱領のいう「女性に対する暴力」とは、「起きる場所の公私を問わず、女性に肉体的、性的又は心理的な傷害若しくは苦しみをもたらす、もしくはもたらすおそれのある、ジェンダーに基づくいかなる暴力行為をも意味し、そのような行為をすると脅すこと、強制又は自由の恣意的な剥奪をも含む」。つまり、暴力には肉体的・性的・心理的暴力が含まれ、家庭内の暴力のほかに、職場や学校で起こるレイプやセクハラ、女性の人身売買、国家による暴力も含まれるのだ。また、このような女性に対する暴力は、女性の社会的及び経済的地位の低さの原因でも結果でもあり、これを支える歴史的・社会的仕組みである。

あらゆる社会において、女性や少女は程度の差はあれ暴力にさらされている。とくに、少数民族・人種のグループに属する女性、先住民女性、難民女性、女性移住労働者を含む移住女性、農村地域又は僻地で暮らす貧困女性、貧窮女性、施設に収容中又は拘留中の女性、女兒、障害を持つ女性、高齢女性、避難民女性、本国帰還女性、貧困の中で暮らす女性、並びに人質にとられた女性を含め、武力紛争・外国の占領・侵略戦争・内戦及びテロリズムの状況下にある女性は、特に暴力に遭いやすい。

現状では、家庭で起こる暴力は黙認されることが多く、通報されないため発見しにくい。通報された場合であっても、被害者が保護されず、加害者が処罰されないことが多い。法的な情報、支援や保護へのアクセスの欠如、女性に対する暴力を効果的に禁ずる法律の欠如、また暴力の原因と結果に関する教育の欠如により、これが助長されている。また、暴力についての男女別データが欠如しており、計画の策定と状況変化の監視が困難となっている。ジェンダーに基づく暴力に対処しようとする男性団体への支援も不可欠だ。紛争下では、女性に暴力行為を加えた者を処罰する立場にある警察官・刑務官・保安部隊に対して人権法の訓練を施し、女性が信頼を置き得てしかるべき彼らによって、二次被害が起こることを防ぐ必要がある。人身売買の被害者である女性及び少女は、望まない妊娠・HIV/AIDSへの感染等の性感染症等の暴力の危険にさらされており、緊急の対処が必要だ。

女性に対する暴力に対処するための決定を下す際には、事前に、それが女性及び男性に及ぼす影響の分析がなされるよう、あらゆる政策および計画の中心にジェンダー視点を据えるべきである。

戦略目標

1. 女性に対する暴力を防止し根絶するために、総合的な対策を取ること
2. 女性に対する暴力の原因及び結果並びに予防法の効果を研究すること
3. 女性の人身売買を根絶し、売春及び人身売買による暴力の被害女性を支援すること

日本軍「慰安婦」問題に鑑み、国家による性暴力については、より踏み込んだ責任追及の仕組みが必要ではないかという話や、セクシュアルマイノリティに対する暴力が近年問題になっていることなどについて話し合われた。

私は、暴力の被害者や加害者に対するプログラムはもちろんのこと、支援者に対するプログラムが重要だと考えている。これについて、行動綱領では、入管職員や医療従事者のほか、暴力を受けた女性が相談する人である警察官・刑務官・保安部隊（公務員）に対して女性に対する暴力に関する教育を行い、暴力を受けた女性が彼らを信頼できるようにしなければならないと指摘されていた。この点は、日本において未だ不十分な点である。また、女性に対する暴力に携わる機関が、入国管理や外国人女性の法的地位に関する知識を身につけることも必要だと思う。